

申請により、医療費の助成が受けられます

福祉医療費助成制度を ご利用ください！

町では、保健の向上と福祉の増進を図るため、表①の対象者に対して医療費の助成を行っています。

この制度は、対象となる方であっても、受給資格の申請をしないと助成を受けることができません。

まだ申請をされていない方は、役場福祉課で手続きをしてください。

◆新規の申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②金融機関の通帳
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか（障がい者医療費の場合のみ）
- ④助成対象者、保護者等、扶養義務者のマイナンバーのわかるもの

◆医療機関での受付方法と助成金の振り込み時期

助成を受けるための手続きが県内と県外の医療機関で異なりますので、ご注意ください。助成金の振り込み日は、毎月月末です。

《県内の医療機関にかかるとき》
【受付方法】 必ず受給資格証を医療機関の窓口に表示してください。

【申請方法】 申請は不要です。
【振込時期】 レセプト等の確認のため、医療機関にかかっているから、2〜3か月程度かかります。

《県外の医療機関にかかるとき》
【受付方法】 受診時に特別な手続きは不要です。
【申請方法】 保険診療分のわかるもの

かる領収書の原本を1か月分ごとにまとめて申請してください。

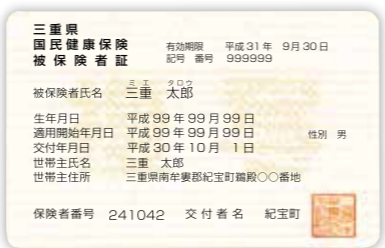
または、受診された医療機関で領収証明書（役場様式）を書いてもらい、福祉課に提出してください。（助成対象となる証明書1枚につき200円を限度に助成）

【振込時期】 申請日の月末または翌月末になります。

※後期高齢者医療被保険者の方は、医療機関の県内外に関わらず手続きの必要はありません。

振り込みは医療機関にかかっているから3〜4か月程度かかります。

▼詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。



◆異動の届け出はお早めに！

進学や就職、退職などで、国民健康保険に加入するときや、他の保険に加入し国民健康保険を脱退するときは届け出が必要です。異動の届け出は、必ず14日以内に、役場福祉課で手続きを行ってください。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

Information 役場福祉課

届いたら、まずは住所・氏名などを確認

国民健康保険証が新しくなります

10月1日から国民健康保険証が新しくなります。新しい保険証は、役場福祉課から9月下旬に郵送でお届けする予定です。（国民健康保険税を滞納されている場合は、この限りではありません。）

新しい保険証が届きましたら、まず、住所・氏名・生年月日などの記載内容に間違いがないか、よく確かめてください。

旧保険証は、10月1日以降に、役場福祉課に返却されるか、ご自分で処分する場合は、住所や氏名等が見えないように裁断するなど十分注意してください。

Information 役場企画調整課

消費者問題啓発研修会を開催

消費者トラブルから身を守ろう

町では、消費者トラブルの未然防止のために、自らが消費者被害に遭わないように学習するだけでなく、地域ぐるみで消費者被害を未然防止するためお互い連携することを学ぶ、消費者問題啓発研修会を開催します。

- 【テーマ】 悪徳商法などによる消費者トラブルについて
- 【講師】 消費生活専門相談員 黒田尚男氏
- 【参加費】 無料
- 【定員】 先着30名程度
- 【申込】 下記連絡先まで電話にて申し込み

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

- 【日時】 9月26日（水）
午後1時30分～3時30分
- 【場所】 役場2階大会議室

Information 役場総務課防災対策室

難聴地区解消対策のひとつとして

防災行政無線が電話で確認できます！！

町では、防災行政無線放送の難聴地区解消対策のひとつとして、自宅電話や携帯電話からフリーダイヤルにより、放送内容を確認できるシステム（音声応答装置）を導入しています。放送の内容が聞きづらい、わからないときは、フリーダイヤルで同じ放送を聞くことができます。



フリーダイヤル

☎0120-334-119

▶詳しくは、役場総務課防災対策室（☎33-0335）までお問い合わせください。

表① 福祉医療費助成制度の対象者と助成額

助成の種類	対象者	助成額
障がい者医療	①身体障害者手帳1～3級の認定を受けた方 ②知的障がい者と判定された知能指数50以下の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方（通院分のみ）	①医療費の自己負担額*
一人親家庭等医療	①一人親家庭の父または母と、18歳年度末までの児童 ②父母のいない18歳年度末までの児童	②入院時の食事療養費に係る標準負担額
子ども医療	18歳年度末までの児童	
65～69歳老人医療	65歳～69歳の方	①通院：医療費の自己負担額が、医療機関ごとに1か月につき8,000円を超えるとき、医療費総額の1/10 ②入院：医療費の自己負担額から44,400円（非課税世帯の方は24,600円）を差し引いた額の1/2
寡婦医療	法的寡婦のうち60歳～64歳の方	

*医療費の自己負担額については、いったん医療機関にお支払いください。
*助成対象となる「自己負担額」は、高額療養費として支給される額や加入医療保険からの療養付加給付金などを除いた保険診療額とします。
*所得制限はありません。